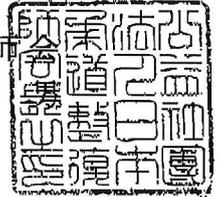


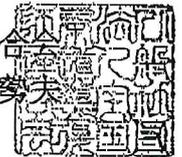
平成 25 年 10 月 11 日

厚生労働省保険局医療課  
保険医療企画調査室 御中

公益社団法人 日本柔道整復師会  
会長 工藤 鉄



一般社団法人 全国柔道整復師連合会  
会長 田中 威勢夫



## 『柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組みについて』

『柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組みについて』厚生労働省各課長連名通知が平成 24 年 3 月 12 日付けで、各保険者に発信されました。

さらに、平成 25 年 3 月 19 日には【「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組みについて」の適切な実施について】の事務連絡が、各保険者に発信されています。

しかしながら、保険者の中には「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組みについて」の通知を「拡大解釈」し、「接骨院・整骨院は病院ではありません！健康保険は使えません！」と大きくアピールしたパンフレット、目に余る保険者の違反行為を含んだ冊子を配布するなど、過大な適用例の判断、適用の範囲を逸脱した被保険者への照会調査が繰り返し行われているという現状であります。

これまでも行き過ぎた保険者に対して、その都度貴省に報告し、ご指導をお願いしてきましたが、保険者側の違法な行為は止まるところを知らず、厚生労働省の見解として、各保険者に対する「適切な取組み」の運営方法を通達、指導強化をさらにお願ひするところであります。

柔道整復師の各地域団体より連日「なんの改善もされていない」、「保険者からの違法な問い合わせには、どう対応すればいいのか」との訴えが当会に寄せられています。

「厚生労働省各課長連名通知」を保険者の都合よく「拡大解釈」したこの現況を踏まえて、国民の立場に立つとともに、業界を代表する立場として、この度、公益社団法人日本柔道整復師会・会長工藤鉄男、一般社団法人全国柔道整復師連合会・会長田中威勢夫の連名にて、状況改善をお願ひするところであります。

## 改善点

- 1 各保険者及び柔整審査会への指導
- 2 被保険者への周知徹底
- 3 施術者への指導

尚、2 につきましても、柔道整復術の健康保険適用外疾患の周知であります。が、現時点において『柔道整復師の施術の療養費の適正化』を図るならば、療養費の基本原則に沿った措置(保険者は施術の必要性を認識し、療養費を速やかに支給すること。施術者は施術の理由を必要に応じて保険者に説明すること。)に立ち戻った相互再認識が必要です。

公益社団法人・日本柔道整復師会、一般社団法人・全国柔道整復師連合会は、これまでは個々に活動してまいりましたが、この際、協力体制を組織し、施術者の「療養費」に関する熟知徹底を図り、国民の生活向上と、医療費の抑制に寄与すべく働きかけてきました。

柔道整復師養成施設の増設に伴い、これらの面が養成所において指導徹底されていないことも懸念要因です。

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」  
とうたわれた憲法の下、公益社団法人・日本柔道整復師会、一般社団法人・全国柔道整復師連合会は国民の立場から、各保険者に対する「適切な取り組み」の運用方法を通達、指導強化をさらにお願いするところであります。